

建設業の番号・種類及び略号

別表 1

一般	特定	建設業の種類		略号	一般	特定	建設業の種類		略号											
01	51	土	木	工	事	業	土	15	65	板	金	工	事	業	板					
02	52	建	築	工	事	業	建	16	66	ガ	ラ	ス	工	事	業	ガ				
03	53	大	工	工	事	業	大	17	67	塗	装	工	事	業	塗					
04	54	左	官	工	事	業	左	18	68	防	水	工	事	業	防					
05	55	と	び	・	土	工	工	事	業	と	19	69	内	装	仕	上	工	事	業	内
06	56	石	工	工	事	業	石	20	70	機	械	器	具	設	置	工	事	業	機	
07	57	屋	根	工	事	業	屋	21	71	熱	絶	縁	工	事	業	絶				
08	58	電	気	工	事	業	電	22	72	電	気	通	信	工	事	業	通			
09	59	管	工	工	事	業	管	23	73	造	園	工	事	業	園					
10	60	タイル・れんが・ブロック工事業			タ	25	75	建	具	工	事	業	具							
11	61	鋼	構	造	物	工	事	業	鋼	26	76	水	道	施	設	工	事	業	水	
12	62	鉄	筋	工	事	業	筋	27	77	消	防	施	設	工	事	業	消			
13	63	舗	装	工	事	業	ほ	28	78	清	掃	施	設	工	事	業	清			

申込業種及び内容説明一覧表

別表 2

(注) 許可(経審)を受けなければならない建設業の種類(略号)欄に2以上の種類が示されている場合は30水道管更生工事を除き、いずれか1種類の許可及び経審を受けていなければなりません。

区分	業種番号	申込業種	同時に申込ができない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特記事項	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備 考
土木・建築工事	01	道路舗装工事	09. 10. 11 12. 13	道路等の地盤面を舗装する工事	道路舗装工事、路盤築造工事	—	ほ	土・ほ	—
	02	水道施設工事	09. 10. 11 12. 13	取水、浄水等の施設を築造及び配水管等を布設する工事	導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事	—	水	土・水	—
	03	下水道施設工事	09. 10. 11 12. 13	汚水管、管渠等を布設する工事及び処理場、ポンプ所等の土木工事	幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事	—	土・水	土・ほ・水	—
	04	一般土木工事	09. 10. 11 12. 13	他の土木工事(01～46)に含まれない土木工事	溝渠工事、造成工事、林道工事	—	土・と	土・と・ほ 水	—
	05	建築工事	06. 07. 08. 09 10. 11. 12. 13 17. 23	建築物を建設又は補修する工事	学校等建築工事	—	建	建	—
設備工事	06	電気工事	05. 09. 10 11. 12. 13 15. 16	屋内電気、変電、送配電設備等の電気工作物を建設する工事	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事	—	電	電	—
	07	給排水衛生工事	05. 09. 10 11. 12. 13 15. 16	ガス、給水、排水衛生等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、水洗便所設備工事	—	管	管	—
	08	空調工事	05. 09. 10 11. 12. 13 15. 16	暖冷房、空気調和のための施設を設置する工事	暖冷房設備工事、空気調和設備工事	—	管	管・機	—
設計・測量・地質調査	09	建築設計	01. 02. 03. 04 05. 06. 07. 08	建築物の設計及び監理(建築士事務所登録をしていること)	庁舎設計、学校設計、病院設計	業務分野の希望	(建築士事務所の登録)	—	建築士事務所の登録を受けていない方は、申込みできません。
	10	土木設計	01. 02. 03. 04 05. 06. 07. 08	土木工作物の設計及び監理	道路設計、橋りょう設計、上下水道設計	〃	—	—	—

区分	業種番号	申込業種	同時に申込ができない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特記事項	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備 考
設計・測量・地質調査	11	設備設計	01.02.03.04 05.06.07.08	電気、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計	業務分野の希望	—	—	—
	12	測量	01.02.03.04 05.06.07.08	土地等の測量及び地図の調整(測量業者登録をしていること)	地上測量、深淺測量、航空測量	〃	(測量業者の登録)	—	測量業者の登録を受けていない方は、申込みできません。
	13	地質調査	01.02.03.04 05.06.07.08	工業用の土質及び地質等の調査	物理探求、ボーリング探査、電波探査磁気探査	—	—	—	—
その他の工事	14	造園	—	庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	公園設備、植栽、水景等の工事	施工できる分野	園	園	—
	15	コンクリートプレハブ	06.07.08 17.23	PC, PS, HPC工法によるプレハブ工事	都営住宅建設工事	施工できる分野	建	建	—
	16	鉄骨プレハブ	06.07.08 17.23	上記15に含まれないプレハブ工事	仮説事務所建設工事	工場の保有の有無	建	建	自社で工場を所有していること。
	17	ひき家・解体	05.15.16	既存建物等の移動又は取り壊し工事	—	施工できる分野	建・と	建・と	—
	18	消火設備	—	消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事	施工できる分野	消	管・機・通・消	—
	19	電話・通信	—	有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事	電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事	施工できる分野	通	通	—
	20	拡声装置	—	放送機械等を設置する工事	放送設備工事	—	通	通	—
	21	畳	—	畳の製作、表替え工事	—	—	内	内	—
	22	室内装飾	—	建築物の内装仕上げを行う工事	防音工事、インテリア工事	—	内・具	内・具	—
	23	一般塗装	05.15.16	塗装塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事(道路標示塗装を除く)	塗装工事	—	塗	塗	—
	24	防水	—	建築物の防水を行う工事(グラウトを除く)	—	施工できる分野	防・左	防・左	—
	25	水処理装置	—	水処理のための設備及び装置	活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備	施工できる分野	機・水・清	機・水・清	—
	26	焼却設備	—	焼却炉及びそれに附属する焼却機械設備の製作取付(清掃工場を除く)	火葬場焼却設備、汚泥焼却設備	施工できる分野	夕・機・清	夕・機・清	—
	27	ボイラー	—	ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事(蒸気給湯)	—	機	機	—
	28	エレベーター	—	昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、エスカレーター設置工事、ダムウェーター設置工事	—	機	機	—
	29	計装装置	—	水道施設等の測定機器設置及び制御装置	水質用計測設備、幹線遠隔計装装置設備、隔測メーター設置電子計算設備(データ処理設備)	—	機・通	機・通	—

区分	業種番号	申込業種	同時に申込ができない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特記事項	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備 考
その他の工事	30	水道管更生工事	—	既設配水管内をクリーニングしライニング等を行い管を更生させる工事(公道を除く敷地内にある管への施工は97パイプライニング)	配水小管更生工事	—	管及び水(両方が必要)	管・水	—
	31	石綿処理	—	吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事	アスベスト除去工事、石綿撤去工事	—	建・と・塗・内	建・と・塗・内	石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)に定める石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者(平成18年3月31日までに取得した者を含む。))及び廃棄物の処理及び清掃に関する(昭和45年法律第137号)に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること
	32	機械器具設置	—	上記以外の機械器具の設置	—	—	機	機	—
	33	屋根	—	—	—	—	屋	屋・防・建	—
	34	金網さく	—	—	—	—	と・鋼	と・鋼・建	—
	35	板金	—	—	—	—	板	板・鋼	—
	36	サッシュ	—	—	—	施工できる分野	具	具・建	—
	37	シャッター	—	—	—	〃	具	具・機・建	—
	38	冷凍・冷蔵庫工事	—	—	—	—	管・機	管・機・絶	—
	39	グラウト	—	—	—	—	土・と・防	土・と・防	—
	40	モルタル吹付け	—	—	—	—	土・左・と・防	土・左・と・防	—
	41	植生	—	—	—	—	土・と・園	土・と・園	—
	42	テレビ共聴工事	—	—	—	—	通	通・電	—
	43	防音壁・しゃ音壁	—	—	—	—	土・建・と	土・建・と	—
	44	PCタンク	—	—	—	—	土・と	土・と	—
	45	樹脂塗装	—	—	—	—	塗・防	塗・防	—

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カード への特記事 項	許可を受けな ければならな い建設業の種 類 (略号)	経審を受けな ければならな い建設業の種 類 (略号)	備 考
特 殊 工 事	46(01)	基準タンク	—	—	—	—	鋼・機	鋼・機	—
	46(02)	安全溝設置	—	—	—	—	と	と	—
	46(03)	空気搬送	—	—	—	—	機	機	—
	46(04)	床版補強	—	—	—	—	土・と・鋼	土・と・鋼	—
	46(05)	電源設備	—	—	—	—	電・通	電・通	—
	46(06)	発電設備	—	—	—	—	電・機	電・機	—
	46(07)	電気防蝕	—	—	—	—	電・塗	電・塗	—
	46(08)	給湯器・浴槽 設備工事	—	—	—	—	管	管	—
	46(09)	床仕上	—	—	—	—	内	内	—
	46(10)	放射線防御	—	—	—	—	内	内	—
	46(11)	飛散防止工事	—	—	—	—	ガ・内	ガ・内	—
	46(12)	ろ過層処理	—	—	—	—	施工でき る分野	—	—
	46(13)	厨房	—	—	—	—	管	管	—
	46(14)	自動ドア装置	—	—	—	—	具	具	—
	46(15)	強化樹脂板 取付	—	—	—	—	建・と・屋	建・と・屋	—
	46(16)	医療ガス配管	—	—	—	—	管	管	—
	46(17)	高圧ガス配管	—	—	—	—	管	管	—
	46(18)	集じん装置	—	—	—	—	機・清	機・清	—
	46(19)	タイル工事	—	—	—	—	夕	夕	—